

警察官に対する被服の支給等に関する条例

昭和29年6月30日
山口県条例第34号

(目的)

第1条 この条例は、警察法（昭和29年法律第162号）第68条第2項の規定により、山口県警察の警察官（以下「警察官」という。）に対し、その職務遂行上必要な被服の支給及び装備品の貸与について定めることを目的とする。

(被服の支給)

第2条 県が警察官に対し支給する被服の品目、員数及び使用期間は、次の表のとおりとする。ただし、特別の事由がある場合には、警察本部長は、その員数を増減し、又は使用期間を伸縮することができる。

品目	員数	使用期間
冬 帽 子	1 個	1 6月
合 帽 子	1 個	1 6月
夏 帽 子	1 個	1 6月
冬 活 動 帽 子	1 個	1 6月
合 活 動 帽 子	1 個	1 6月
夏 活 動 帽 子	1 個	1 6月
冬 服	1 着	1 2月
合 服	1 着	1 2月
夏 服	1 着	4月
冬 活 動 服	1 着	1 2月
合 活 動 服	1 着	1 2月
防 寒 服	1 着	3 0月

雨	衣	1 着	3 6月
冬	ワイシャツ	1 着	4月
合	ワイシャツ	1 着	4月
冬	ネクタイ	1 個	4月
合	ネクタイ	1 個	4月
冬	活動ネクタイ	1 個	4月
合	活動ネクタイ	1 個	4月
ベ	ルト	1 個	3 6月
手	袋	2 組	1 2月
靴	下	2 足	4月
長	靴	1 足	1 2月
短	靴	1 足	1 2月

- 2 前項の規定にかかわらず、勤務の性質により必要がない者に対しては、県は、冬活動帽子、合活動帽子、夏活動帽子、冬活動服、合活動服、冬活動ネクタイ又は合活動ネクタイを支給しないことができる。
- 3 警察官に任命後初めて第1項の被服を支給する場合には、同項の規定にかかわらず、冬服、合服及び夏服ズボン又は夏服スカートについては2着、夏服上衣、冬ワイシャツ及び合ワイシャツについては3着、冬ネクタイ及び合ネクタイについては2個とする。
- 4 職務の性質上、私服を着用する特殊の勤務に服する警察官に対しては、県は、私服用の被服（以下「私服」という。）を支給することができる。
- 5 前項の規定により支給する私服の品目、員数及び使用期間は、次の表のとおりとする。ただし、特別の事由がある場合には、警察本部長は、その員数を増減し、又は使用期間を伸縮することができる。

品	目	員 数	使 用 期 間

冬	ス	ー	ツ	1 着	12月
合	ス	ー	ツ	1 着	12月
オ	ー	バ	ー	1 着	30月
ワイシャツ又はブラウス				1 着	4月

6 第4項の規定により私服を支給する場合には、第1項の規定にかかわらず、県は、冬帽子、合帽子、夏帽子、冬服、合服、夏服、防寒服、雨衣、冬ワイシャツ、合ワイシャツ、冬ネクタイ及び合ネクタイを支給しない。

7 前各項に規定するもののほか、第1項の被服及び私服（以下「支給品」という。）の使用期間の計算その他支給品の支給に関して必要な事項は、警察本部長が定める。

（装備品の貸与）

第3条 県が警察官に対し貸与する装備品（以下「貸与品」という。）の品目は、次のとおりとし、その員数は、各1（階級章（巡査長に充てられた巡査である警察官にあつては、巡査長を示す章。以下同じ。）及び識別章については、各3）とする。

階級章

識別章

警察手帳

手錠

警笛

警棒

けん銃

帯革

けん銃つりひも

2 警視以上の階級にある警察官その他勤務の性質により必要がない者に対しては、県は、前項の品目の一部を貸与しないことがある。

（特殊品の貸与）

第4条 土地の状況又は勤務の性質により必要がある場合には、警察本部長は、警察官に対し、前2条に規定する支給品又は貸与品の品目のほか、特殊の被服又は装備品を貸与することができる。

（返納）

第5条 警察官が退職し、失職し、又は休職を命ぜられた場合には、その者は、使用期間の満了しない支給品及び貸与品を県に返納しなければならない。ただし、私服を支給されている者にあつては、警察本部長の定める基準により計算した金額を県に納付して返納に代えることができる。

2 警察官が停職、療養休暇等により長期間その職務に従事しなかつた場合に

おけるその従事しなかつた期間は、支給品の使用期間に算入しない。

3 警察官が死亡により退職した場合には、警察本部長は、使用期間の満了しない支給品及び貸与品を県に返納するための措置を講ずるものとする。

(滅失又はき損)

第6条 警察官が使用期間の満了しない支給品又は貸与品の全部又は一部を滅失し、又はき損した場合には、その滅失し、若しくはき損した支給品の品目及び員数と同一の品目及び員数の支給品を支給し、又はその滅失し、若しくはき損した貸与品に代る貸与品を貸与するものとする。ただし、その滅失又はき損が本人の故意又は重大な過失による場合には、その者は滅失し、又はき損した支給品又は貸与品の代価として品目ごとに警察本部長の定める額を弁償しなければならない。

(その他)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、警察本部長が知事と協議して定める。